

思いやりのある地域社会を築こう！

あいサポート条例



鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例

全ての県民が、これまでの取組を更に発展させ、障がい者が地域社会の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい社会の実現を目指して、「鳥取県民みんなが進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」(愛称:あいサポート条例)を制定しました。

(平成29年9月1日施行)

5つの基本的な考え方



あいサポート条例の特徴

あいサポート条例は、障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けて、大きく5つの柱を設けています。

1 障がい者への理解とあいサポート運動の推進

「あいサポート運動」は、様々な障がいの特性を理解し、障がいのある人が困っているときには『ちょっとした手助け』をしようという取組です。



2 障がい者差別の解消

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することは、障害者差別解消法(P36~37)で禁止されています。県では、「障がい者差別解消相談支援センター」を設置しています。

障がい者差別解消相談支援センター

東部:鳥取県人権局(鳥取県庁本庁舎3階) 電話:0857-26-7677, FAX:0857-26-8138
中部:鳥取県中部総合事務所県民福祉局 電話:0858-23-3270, FAX:0858-23-3425
西部:鳥取県西部総合事務所県民福祉局 電話:0859-31-9649, FAX:0859-31-9639

3 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障

障がいの特性に応じて様々なコミュニケーション方法があることを知り、思いやりをもって会話することを心がけましょう。

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段については、各障がいの必要な配慮の中で紹介しておりますのでご覧ください。

「情報アクセシビリティの保障」とは

障がいのある人は、社会生活に必要な情報を得ることが難しい場合があります。県や市町村は、情報のバリアフリー化を促進し、障がいのある人が行政などに関する主要な情報にアクセスできるよう努めます。

4 災害時における障がい者支援

災害が起こったとき、障がいのある人の中には、誰かの助けがなければ安全に避難することができない人もいます。地域の中での助け合いが大切です。平常時から、地域住民が主体となって「災害に備えた支え愛の地域づくり」に取り組んでいきましょう。

5 障がい者の自立と社会参加の推進

障がいのある人が社会の中で生き生きと自分らしく暮らしていくためには、みんなの障がいについての理解と支援が必要です。

県及び市町村、事業者、県民がそれぞれの立場から努めていくべき内容

- 福祉サービスの充実と虐待防止の促進
- 医療支援
- 教育環境の整備
- 福祉教育の機会の確保
- 就労促進
- 文化芸術・スポーツの推進

行政、事業者、県民の責務や役割を明確化

障がい者が暮らしやすい社会をつくるためには、行政、事業者、県民がお互いに協力し合い、みんなで進めることが重要です。この条例では、それぞれの責務や役割を具体的に示しています。

行政の役割

障がい者が暮らしやすい社会づくりを進めるための施策を定めて、総合的かつ計画的に取り組めます。

事業者の役割

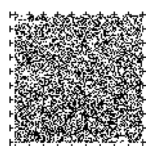
障がい者が利用しやすいサービスを提供し、障がい者が働きやすい環境を整備するよう努めます。

県民の役割

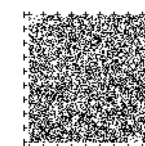
障がいや障がい者に対する理解を深め、障がい者が暮らしやすい社会づくりに協力するよう努めます。

障がいの特性に応じた取組を明示

障がい者との意思疎通、災害発生時の情報伝達、避難所での対応について、障がいの種別ごとに、取るべき対応や取組を具体的に示しています。



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード